

最高裁秘書第783号

令和2年3月12日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書の開示についての通知書

令和元年2月10日付け（令和2年2月12日受付、第014688号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

裁判員制度ナビゲーション（2019年10月改訂版）抜粋（片面で1枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

日当について

日当の額は、選任手続や審理・評議等の時間に応じて、裁判員候補者は1日当たり8,050円以内、裁判員・補充裁判員は1日当たり1万50円以内で決められます。

裁判員候補者について、選任手続が午前中だけで終わり、裁判員に選任されなかった場合には、最高額の半額程度が支払われるものと思われます。

日当は、裁判員等の職務に対する報酬ではなく、裁判員候補者等として裁判所に来られたり、裁判員等の職務を行うに当たって生じる損害（例えば、裁判所に来るための諸雑費や一時保育料等の出費、収入の減少等）の一部を補償するものです。

◆◆ 源泉徴収は ◆◆

裁判員や裁判員候補者等に支払われる日当に係る所得は、給与所得及び一時所得のいずれにもあたらないことから、裁判員等の「雑所得」として取り扱われます。

裁判所では源泉徴収は行いません。給与を1か所から受けていて、年末調整がお済みの方は、この日当による雑所得の金額等各種所得金額（給与所得と退職所得を除きます。）の合計額が20万円以下の場合、所得税の確定申告を行う必要はありませんが、一定の場合には所得税の確定申告を行う必要がある場合も考えられますので、税金の関係でご不明な点がある際には、国税庁のホームページ(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>)をご覧いただくか、最寄りの税務署にご確認ください。